



羽の情報便

役員退職金の課税の見直し



平成24年の税制改正において、5年以下の就任期間の役員について、退職所得の課税の見直しが決定されました。

1. 改正の経緯

高額な退職金を次々にもらう、いわゆる天下りや渡りが社会的に問題とされました。平成23年税制改正では改正が見送られましたが、平成24年税制改正において、公務員や国会議員の他に、通常の法人の役員も対象に加えた上で、課税の見直しが決定されました。

2. 対象となる役員

今回の改正の対象となる役員は、役員としての勤続年数(1年未満の端数がある場合は、1年未満の端数を1年に切り上げます)が5年以下である人になります。

3. 退職金の優遇措置

退職金は、長期間の勤務に対する一括後払いという性質を有しており、また、その受領者にとっては、退職後の生計維持の原資となるべき所得としての認識から、所得税において3つの優遇措置があり、現在の退職所得に係る税額は以下の計算式になります。

(1) 退職所得 $(\text{退職手当等の収入} - \text{退職所得控除額}^{*1}) \times 1/2^{*2}$

*1 退職所得控除: 勤続年数に応じて控除額があり、勤続年数20年以下は、40万円×勤続年数(80万円以下の場合80万円)、勤続年数20年超の場合は、800万円+70万円×(勤続年数-20年)

*2 1/2課税: 退職手当等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた残額の2分の1

(2) 退職所得に係る税額 $\text{退職所得} \times \text{所得税率(分離課税}^{*3})$

*3 分離課税: 退職所得やその他の所得(山林所得、譲渡所得等)は、その所得ごとの所得金額に応じた税率を適用して税額を計算

4. 改正内容

対象となる役員等に該当する退職手当等については、2分の1課税という優遇措置が廃止され、単に収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とされました。

5. 適用時期

今回の内容は、平成25年分の所得税について適用されます。退職所得等の収入金額が確定した日が平成25年1月1日以後であれば、改正後の法律が適用されることになります。

6. 退職日と支給決議日

収入金額が確定した日とは、退職日を指します。役員に支給される退職金等で、その支給について株主総会や取締役会の決議を有するものである場合、その役員の退職後その支給の決議があった日になります。

7. 年末に退職する場合

平成24年12月31日に退職した役員に対して支払う退職金について、平成25年1月1日以後に開催される株主総会での退職金の支給と支給額を決議するような場合には、改正後の制度が適用になりますので、注意が必要です。従いまして、役員が退任を検討されている様な場合には、できれば年内に退職金の支給決議までされることをお勧めします。たった1日の違いで、負担する税金は倍になってしまいます。

当社の運営サイトのご紹介

◆ 経理・会計の情報ポータルサイト

らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>

◆ スタッフブログ更新中!

経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>

◆ 当社の最新情報が満載!

プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。“羽の情報便”で検索してください。

■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>)

■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

個人事業主です。今年はまだ景気が良くないので、思い切って生命保険契約を解約し、解約返戻金300万円を受け取りました。この解約返戻金には税金がかかるのでしょうか？

生命保険契約の満期保険金・解約返戻金等は一時所得として課税されます。しかし、一時所得には50万円の特別控除や二分の一課税などの優遇措置があります。一時所得の金額は、保険金の金額から今までに支払った保険料の総額を差し引きさらに50万円を差し引いた総額の1/2となります。

この一時所得の金額が20万円を超える場合は、確定申告しなければなりません。今回のケースは85万円になりますので確定申告が必要となります。

また、保険料の契約者(負担者)と保険金の受取人とが違う場合は、所得税ではなく贈与税や相続税がかかりますのでご注意ください。



税金・保険のまめ知識 (第63回) 逓増定期保険

逓増定期保険とは、契約後、保険期間満了までに保険金額が契約当初の金額から5倍まで増加する定期保険です。

満期保険金がない掛け捨て保険ではありますが、解約返戻率がご契約後の早い段階で高率になることが逓増定期保険の特徴です。

この特徴を活かし、法人の財務強化対策や役員退職金の準備として活用されるケースが非常に増えています。

保険期間は、契約時の年齢によって制限されます。法人の税務取扱では、逓増定期保険の多くが支払った保険料の2分の1を損金として処理することができますので、損金として処理しながら、万一の際の死亡退職金だけでなく、生存退職金の準備として活用する法人も多くなっています。

解約返戻金については、契約後早い段階で高率になるのが特徴です。契約後数年で支払った保険料の100%に近い返戻率になります。この特徴を活かし、主に経営者の退職金準備として加入されることが多くなっています。

但し、あくまでも掛け捨ての定期保険の一種ですので、返戻率のピークを過ぎると徐々に解約返戻金は減っていきますので注意が必要です。



9月の税務カレンダー

9月10日(月)

8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



10月1日(月)

7月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

1月、4月、7月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>



スマートにいこう！(4) ～いま流行の「スマート用語」って知ってますか？～



「スマート・シニア」

簡単にいえば、ネットを使いこなす主に60歳以上の年配者のことを呼びます。もともと会社でPCを利用する機会が多かったこともありスマートシニアは男性のイメージですが、仕事を離れると実は女性のほうがタブレット型などの通信端末を使いこなす可能性が高いとのこと。ネットをフルに活用して情報収集し、積極的な消費行動をとる先進的なシニアのこと。日に一度、毎週10時間以上ネットを使うなど若い世代よりネット通販に積極的で、市場で自分の声を積極的に発信するという特徴があるといわれています。



「スマート・ペット」

バンダイから発売されている顔がiPhoneにできる次世代ペットロボットの登録商品名。専用のアプリケーションをダウンロードしてiPhone/iPod touchと連動させてゲームをしたり、カメラやマイクの機能を使って芸をさせたりすることができます。ご褒美をあげるといろいろなことをしてくれます。まず朝起こしてもらったら顔(iPhone)を取り出して出勤、昼間はスマートフォンとして、帰ってきたら一緒に遊んで、夜は充電のため寝させてあげます。今後、更に進化して家事をこなしてくれるロボットも登場するでしょう。



Copyright © BANDAI



ちよっとコーヒーブレイク！ 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(37)

似ているけれど・・・違いは何？



■ 『婚姻』と『内縁』と『同棲』

夫婦として共同生活をしている部分では共通していますが、役所に婚姻の届出がされていれば「婚姻」、いなければ「内縁」になります。「同棲」は、1つ屋根の下で一緒に暮らしているものの、まだ夫婦として共同生活をしていないわけではなく、婚姻の意味が互いに無い状態で生活していることを言います。

■ 『押収』と『没収』

2つとも刑事事件においての物の占有を奪う処分ですが、「押収」は、刑事手続き上の強制処分として証拠物または没収する物の占有を取得することで、「没収」は、刑罰として犯罪に関係のある物を国庫に帰属させることで、原所有者の所有権を剥奪することを言います。

■ 『横領』と『背任』

「背任」は、他人の事務を処理する人が、自己もしくは第三者の利益のために、任務に違背する行為をして、財産上の損害を加える犯罪を言います。また、「横領」は、委託を受けて占有中の他人の物を着服、売却などによって処分してしまう犯罪です。背任が本人の一般財産に関する信任違背行為であるのに対し、横領は物に関する信任違背行為であるところに違いがあります。



今月のコラム

暑と寒さも彼岸までといいますが、九月に入っても一向に衰えなかった残暑(いや、今年は猛暑)も彼岸を過ぎて少し和らぎ、だいぶ凌ぎやすくなってきました。先日、北海道の友人のところへ遊びに行ってきました。九月に入っても北海道の各地で三十度以上の真夏日が続いていて、プールで子供が泳いでいたのにはさすがに驚きました。北海道においてもこの異常気象は半世紀ぶりのニュースが流れていました。

最近、地球は温暖化で北極の氷河が解けているとか、全く逆説で太陽の周期からみるとこれから緩やかな氷河期に入るなど・・・異常気象のニュースも絶えません。

また、最近の奇妙なニュースとして記憶に新しいのは、「ロブスターが東京湾の漁師が捕獲！」という記事でした。胴体だけで三十センチ以上もあり、巨大なハサミが特徴的で、まさしく子供のときに見たアメリカザリガニのお化けのような容姿です。もともとアメリカからカナダ沿岸の大西洋北部の冷水域に生息しており、輸入されたものが放された可能性が高く繁殖の可能性は低いとのことですが、近い将来、江戸前寿司のシャコがロブスターに変わらぬことを祈るばかりです。

夏の疲れが出る時期です。食欲の秋、読書の秋を楽しみながら、健康にも留意して頑張りましょう。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

少ししのぎやすくなりました。
健康には留意して頑張りましょう！

